



おじ かつひこさん / 昭和53年6月生まれ / 津別町役場（中央公民館）勤務

# 青春

くるーずあっぷ

昨年4月から中央公民館に勤めている尾路克彦さん。生涯学習課社会教育グループで主に青年教育や社会体育を担当し、町民の体力増進などに奮闘しています。後志管内蘭越町出身の尾路さんは、俱知安高等学校から札幌社会体育専門学校に進学。卒業後は札幌の北海道青年団体協議会事務局に6年、東京の日本青年団体協議会事務局に9年勤務し、全国各地の青年団をサポートしてきました。もともと北海道への愛着が強かった尾路さん。青年教育に携わっ

た経験を活かしつつ、いつかは北海道で暮らしたいと考えていたとき、「津別町社会教育主事社会人採用を知り、これが北海道に戻る最後のチャンス」と思い応募を決意し現在に至っています。奥さんも北海道出身、両親4人も北海道在住ということも後押しとなつたようです。

現在、津別町まちなか再生協議会の委員も務めており、これまでの経験を活かした幅広い視野からの発想が期待されます。

# 温故知新

【444】

## 夫妻でフラワーマスターに認定

藤田 哲男さん  
典子さん

藤田哲男さんと典子さんのご夫妻は、平成24年にそろってフラワーマスターの認定を受けました。フラワーマスターとは、花の育成管理、まちなみ景観に配慮した花の使い方などを助言指導できる人を増やそうとする北海道の制度で、お二人は町の推薦と講習会受講を経て認定されたものです。

縁あって昭和43年に所帯を構えた藤田さんご夫妻。哲男さんは、お兄さんとともに藤田木材を営み、典子さんも経理の仕事



ふじた てつおさん / 昭和17年11月、津別町生まれ / 72歳  
ふじた のりこさん / 昭和20年3月、北見市生まれ / 70歳 / 緑町在住

## 津別町 人づくり・まちづくり活動支援事業募集のお知らせ

町では、『津別町人づくり・まちづくり活動支援事業』として、産業、福祉、芸術文化、スポーツ、コミュニティ活動など様々な分野で地域の活性化を図ることを目的に、まちづくりのリーダーの育成及び町民の自主的なまちづくり活動を支援しています。

- 募集期間** 平成27年4月1日（水）～平成27年4月20日（月）  
次回の募集期間は、6月頃を予定しております。
- 人づくり活動支援事業** 対象...町民が国内外で研修する事業  
補助額...補助対象経費の1/2以内（限度額：国内8万円、国外20万円）
- まちづくり活動支援事業** 対象...町内の団体が既存の活動の拡充となる自主的なまちづくり活動を行う事業（過去に申請した団体でも別事業での申請が可能になりました）  
補助額...補助対象経費の総額以内（限度額：100万円 下限額5万円）
- 補助対象外経費でも審査委員会で認められたものについては対象経費となります。
- 事業の承認** 申請者は、必要書類提出後、審査会において審査委員に事業概要等を説明していただきます（プレゼンテーション）。そこでの審査の結果、事業が採択されます。

参考（平成26年度に採択された事業）  
《人づくり事業》指導者養成事業（プロンズライセンスセミナー受講）、J A女性協議会海外農業視察研修、グリーンアンドエコロジ-基盤づくり事業、ニュージーランドにおける酪農と食文化  
《まちづくり事業》ものそとフォーラム、つべつHappyママプロジェクト、楽ガキコンパネ祭りin相生、映画「妻の病-小体型認知症」自主上映事業

申請及び問い合わせ先 住民企画課 住民企画グループ ☎76-2151（内線215）

などに就き、共に家庭を築いてきました。

典子さんが花を育てるのが好きだったことから、哲男さんも一緒に庭仕事に精を出すようになり、「最初は雑草と間違えて花の芽を抜いてしまうこともあり、花は奥さんに任せて私は野菜作りに励みました」と笑う哲男さんですが、それでも慣れてくると、一緒に花を育て庭を彩る楽しみを共有するようになったようです。

平成21年には自宅の庭を開放するオープンガーデンを実施し、バラをはじめ丹精を込めて育てた花々を、近隣の人に披露しました。「花は摘み取って部屋に飾るより、庭に咲いたものを眺めるのが楽しみです」と、ガーデンングの魅力を話す典子さん。毎年、春から夏には街路の花壇整備に積極的に参加するなど、まちの景観づくりにも尽力されています。

それぞれ趣味としては、哲男さんはカラオケが好きで、最近のお気に入りには鳥羽一郎。地域の老人クラブや寿大学などで美声を響かせています。

一方、典子さんは絵画に親しみ、町内の絵画愛好サークル・凍彩会の代表として、町民文化祭などに作品を展示しています。

### 暮らしを支える 税

## 確定申告が間違っていたときには

確定申告の内容で誤りがあった場合、それを訂正する手続きをします。

【税額を多く申告していたとき】

『更正の請求』をして、正しい税額への訂正を求めることができます。この手続きは、所得税確定申告提出期限から5年以内です。

【税額を少なく申告していたとき】

『修正申告』をして正しい税額に修正することになります。修正申告によって新たに納める税額には、過少申告加算税及び延滞税が賦課される場合があります。また税務署の調査を受けたあとで修正申告をしたり、税務署から税額の更正を受けた場合には、自主的に修正申告をした場合に比べ高い加算税率を適用されることがあります。

【確定申告を忘れていたとき】

確定申告を忘れていたときは、直ちに申告して下さい。確定申告期限を過ぎてからの申告には、無申告加算税及び延滞税が賦課される場合があります。

【確定申告の必要がなくても】

無収入、または年収が400万円以下（のみ）の場合、確定申告の義務はありませんが、住民税申告をした方がいい場合があります。申告をしないことで、町道民税や国民健康保険税等が高くなるケースもありますので、税務担当までお問い合わせください。